

第1回 鉾田市消防団再編検討委員会

総務課 危機管理室

はじめに

1 消防団再編検討委員会の設置目的

銚田市消防団は、全国有数の団員数を有しており、地域防災の中核として本市の安全安心を守り活動していますが、近年における人口減少、少子高齢化、サラリーマンの増加による新入団員の確保や平日(日中)出動可能な団員の減少等に伴う団員の確保など課題を抱えております。

国では、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、地域防災における消防団の重要性とその充実強化が示され、近年の大規模災害時においては、地域防災の担い手として消防団員の負担は年々増加しております。

これらを踏まえ、将来にわたり、現在の消防力・防災力を維持し持続可能な消防団組織として、活動内容や出動態勢、消防団の組織再編を含め検討していくため、本委員会を設置し、今が変遷の時期であると考え、時代に即した今後の消防団における在り方や組織体制等について、地域の理解と協力を得て、地域一丸となって進める方向性を示せるよう取り組んでいくことを目的とします。

2 位置付け

第2次銚田市総合計画の単位施策である「非常備消防の充実」において、銚田市消防団に対する市民の理解促進と継続的な加入促進に努めるとともに、消防防災活動を効果的に行うため、消防団組織の再編または効果的な運用について検討すると示されており、その実現に向け消防団の充実強化を図ることとされています。

3 これまでの経緯

消防団は、従来から地域の防災力の中核として、地域になくってはならない存在でありました。消防団員は、地域に住んでいる方々で結成する組織でありますので、地域の先輩から後輩へその任務が受け継がれ、地域を守ってきた良き伝統があります。消防団活動をとおして、人と人との繋がりを密にし、地域の和が広がり、地域を盛り上げ、地域を元気にしてきたものだと認識しております。

平成17年の町村合併により、それぞれの消防団が、銚田市旭消防団、銚田市銚田消防団、銚田市大洋消防団を経て、さらに、平成19年4月1日から銚田市消防団が設置され、銚田市消防団旭支団、銚田市消防団銚田支団、銚田市消防団大洋支団の3支団制を敷いて現在に至っております。

団員の定数につきましては、町村合併前の条例定数を合算した団員数1,493名に定め、今日まで地域防災力の要として、生業の傍ら地域のために、郷土愛護の精神に基づき、昼夜を問わず地域のため消防団活動に努めております。

(1) 銚田市消防団の現状について

消防団は、地域に根ざしてきたものですから、地域との結びつきも強く、お互いが顔の見える良き関係を築いて来られましたが、ここ数年、地域防災における消防団の重要性が増大する一方、コミュニティの希薄化、少子高齢化の進展、被用者の増加、市域を越えて通勤する住民の増加等により、消防団員の確保が困難になってきています。

市としましても、そういった地域の現状を鑑み、機能別消防団員制度の導入や銚田市消防団女性部から女性分団への昇格等の組織改革や現消防団員の処遇改善としてマイカー保険の加入、消防団応援の店制度の導入に努めるなど、地域防災力を維持してまいりました。

しかしながら、年々減少する消防団員数に歯止めが効かず、市の条例で定める団員定数と実団員数との差に乖離が生じてきたため、令和4年第3回銚田市議会定例会において、今後、将来において、新入団員を含む消防団員数の減少傾向から増加に転じることはないと判断いたしまして、消防団員の実情に応じた適正な定数管理を図るため、令和4年10月1日から消防団の実態を考慮した実団員数1,223人を定数とする条例に改正しました。

【銚田市消防団員の定数】

銚田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（抜粋）

（定員）

第3条 団員の定数は、1,223人とする。

	(旧) 団員定数	(現) 団員定数
旭 支団	320人	253人
銚田支団	798人	687人
大洋支団	375人	243人
女性分団		20人
機能別団員		20人
条例定数	1,493人	1,223人

※ (旧) 条例定数 1,493人は、町村合併前の各消防団の定数を積み上げた定数

※ (現) 条例定数 1,223人は、令和4年10月1日、条例改正により定めた定数
現行では、支団ごとの定数は定めなし。※令和4年4月1日の登録団員数

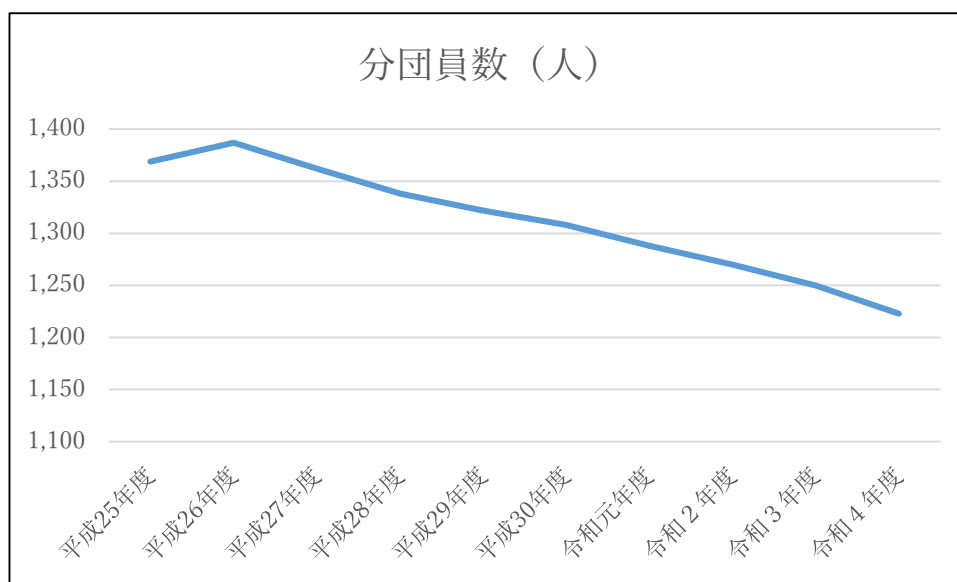
①消防団員数の推移

年度	分団員数 (人)	前年比	基本団員 (人)	女性団員 (人)	機能別団員 (人)	平均年齢
平成25年度	1,369		1,343	26	0	34.0歳
平成26年度	1,387	18	1,362	25	0	33.4歳
平成27年度	1,362	▲25	1,344	18	0	33.8歳
平成28年度	1,338	▲24	1,320	18	0	34.0歳
平成29年度	1,322	▲16	1,305	17	0	34.2歳
平成30年度	1,308	▲14	1,288	20	0	34.5歳
令和元年度	1,288	▲20	1,268	20	0	34.8歳
令和2年度	1,270	▲18	1,250	20	0	35.1歳
令和3年度	1,250	▲20	1,210	20	20	35.6歳
令和4年度	1,223	▲27	1,183	20	20	36.8歳

※基本団員とは、従来の消防団員

※女性団員とは、防災訓練時の協力や普及啓発等の活動を行う消防団員

※機能別団員とは、特定の任務に限り従事する消防団員（市役所消防隊）

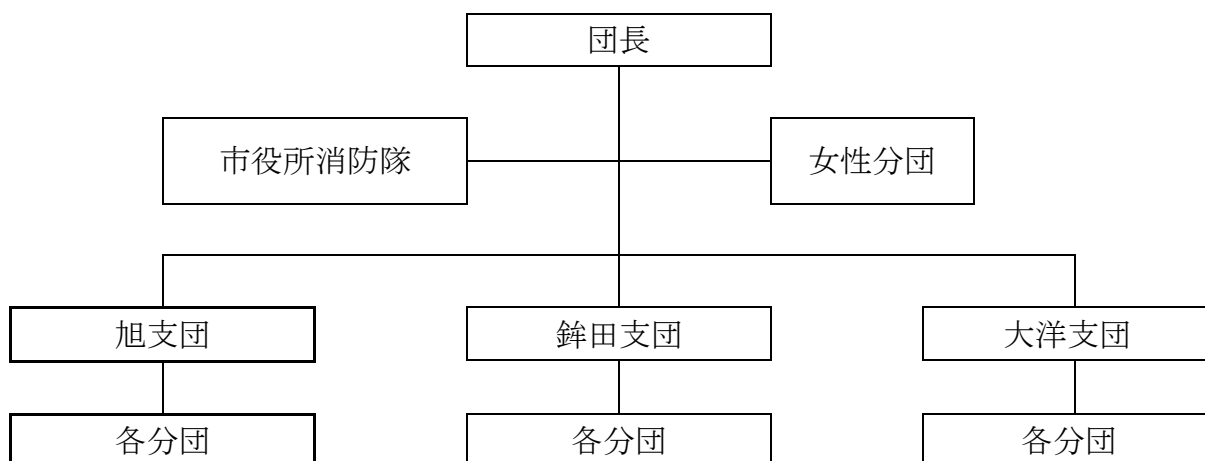


【参考】

県内の平均団員数 578人（令和2年度）

県内の平均実員数 501人（令和2年度） ※充足率 86.7%

銚田市消防団組織図



旭支団	
副団長兼支団長 副支団長	
上釜分団	湯坪分団
沢尻分団	常磐分団
荒地分団	造谷分団
中央分団	下鹿田分団
玉田分団	上鹿田分団
子生分団	飯田分団
勝下新田分団	大沼分団
冷水分団	田崎分団
勝下分団	上太田分団
樅山分団	下太田分団
滝浜分団	箕輪分団

22分団

44分団

銚田支団	
副団長兼支団長 副支団長	
銚田第一分団	徳宿本郷分団
銚田第二分団	東野分団
塔ヶ崎分団	大戸分団
桜本分団	舟木分団
安房分団	当間分団
靱負分団	寄居分団
上諏訪分団	新里分団
柏熊分団	鳥栖分団
畑田分団	下富田分団
小高根分団	藤沼分団
田中分団	上富田分団
安塚分団	大和田分団
青山分団	菅野谷分団
美原分団	大川分団
大竹分団	紅葉分団
岡堀米分団	串挽分団
下荒地分団	高田分団
白塚分団	堀の内分団
飯名分団	野友分団
秋山分団	半原分団
石八戸分団	借宿分団

大洋支団	
副団長兼支団長 副支団長	
第1分団	第9分団
第2分団	第10分団
第3分団	第11分団
第4分団	第12分団
第5分団	第13分団
第6分団	第14分団
第7分団	第15分団
第8分団	第16分団

16分団

②消防自動車

消防団は、有事に備え管轄区域及び担当区域を銚田市消防団組織等に関する規則で定め、消防自動車を各分団に配備し、出動体制を整えています。

市内に配備している消防自動車数は、令和4年度末で、水槽付ポンプ自動車4台、消防ポンプ車17台、可搬消防ポンプ積載車を65台の合計86台を分団に配備、団本部には、消防指令車3台と女性分団に広報車1台、市役所消防隊に消防ポンプ車1台を配備して運用しております。

消防自動車の更新につきましては、更新計画を作成し、20年を超える車両を対象に可搬消防ポンプ積載車へ順次更新を進めています。

【直近10年の更新台数及び計画台数】

支団名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
旭	0	2	0	1	0	0	4	1	5	5
銚田	3	1	2	1	1	2	3	2	3	2
大洋	0	0	0	3	0	3	2	3	3	2
計	3	3	2	5	1	5	9	6	11	9

※令和4年4月1日現在、20年以上を経過している消防自動車台数は22台
(うち水槽付2台・ポンプ自動車10台)

※一般的には、可搬ポンプの耐用年数は10年と言われている

③消防機庫（詰所）

消防機庫（詰所）は、各分団に1箇所設置され、市が施設の維持管理を行っております。消防機庫の新築については、市の消防施設等補助金制度で対応していますが、補助金の上限を超えた場合には、消防団または地区に費用の一部をご負担いただいております。

④管轄区域

○銚田市消防団組織等に関する規則（抜粋）

（組織）

第2条 消防団に消防団本部（以下「本部」という。）、支団、女性分団及び機能別消防団員の隊を置く。

2 支団の名称及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

3 支団に分団を置き、その名称及び担当地区は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

支団名	管轄区域
旭支団	合併前の旭村の区域
銚田支団	合併前の銚田町の区域
大洋支団	合併前の大洋村の区域

別表第2（第2条関係）

団名	分団名	担当地区
旭支団	上釜	上釜区 上釜
	沢尻	沢尻区 沢尻
	荒地	荒地区 荒地
	中央	三和区 造谷第三区 玉田の一部 造谷の一部
	玉田	玉田区 玉田の一部
	子生	子生区 子生
	勝下新田	勝下新田区 西勝下 勝下新田 縦山の一部
	冷水	冷水区 冷水
	勝下	勝下区 勝下
	縦山	縦山区 縦山
	滝浜	滝浜区 滝浜新田区 滝浜
	湯坪	柏熊新田区 湯坪区 柏熊新田 湯坪
	常磐	常磐第一区 常磐第二区 常磐
	造谷	造谷第一区 造谷第二区 造谷の一部
	下鹿田	下鹿田区 鹿田の一部
	上鹿田	上鹿田区 鹿田の一部
	飯田	飯田区 鹿田の一部
	大沼	大沼区 鹿田の一部
	田崎	田崎区 和岡区 大神区 田崎
	上太田	上太田区 上太田
	下太田	下太田区 下太田
	箕輪	箕輪東区 箕輪西区 箕輪
	銚田支団	銚田第一分団

団名	分団名	担当地区
	鉾田第二分団	新町 旭町 御城 仲須 西町 本橋町
	桜本分団	上宿 昭和町 本町 塔ヶ崎
	塔ヶ崎分団	
	安房分団	旧諏訪地区 安房南 安房北 安房高野
	靱負分団	靱負 上諏訪 柏熊
	上諏訪分団	
	柏熊分団	
	畑田分団	旧新宮地区 畑田 玄生 小高根 宮内
	小高根分団	安塚 田中 青山 大竹 美原 岡堀米
	田中分団	下荒地 白塚
	安塚分団	
	青山分団	
	美原分団	
	大竹分団	
	岡堀米分団	
	下荒地分団	
	白塚分団	
	飯名分団	旧徳宿地区 飯名 秋山 駒木根 徳宿
	秋山分団	新田 徳宿本郷 東野 南野 石八戸
	石八戸分団	額相 大戸 舟木
	徳宿分団	
	徳宿本郷分団	
	東野分団	
	大戸分団	
	舟木分団	
	当間分団	旧巴地区 紅葉 大川 菅野谷 大和田
	寄居分団	上富田 藤沼 下富田 鳥栖本郷 鳥栖
	新里分団	新田 新里 寄居 当間 坂戸
	鳥栖分団	
	下富田分団	
	上富田分団	
	藤沼分団	
	大和田分団	
	菅野谷分団	
	大川分団	
	紅葉分団	
	串挽分団	旧秋津地区 高田 串挽上 串挽下 堀
	高田分団	の内 野友 半原 西半原 借宿新田
	堀之内分団	栗野 借宿 須賀 青柳 郡境
	野友分団	
	半原分団	
	借宿分団	

団名	分団名	担当地区
	青柳分団	
大洋支団	第1分団	上幡木
	第2分団	中居
	第3分団	札・江川
	第4分団	大蔵(田塚)
	第5分団	阿玉(東原)
	第6分団	梶山(和田)
	第7分団	二重作
	第8分団	台濁沢(賀山・小角台)
	第9分団	汲上の一部(上宿・椎の内・別所釜)
	第10分団	汲上の一部(下宿・町山・武与釜)
	第11分団	上沢の一部(上沢・荒地・組塚)
	第12分団	上沢の一部(田子沼・高釜)
	第13分団	飯島の一部(京知釜)
	第14分団	飯島
	第15分団	上幡木の一部(堺釜・下沢)
	第16分団	青山・梶山の一部(吾妻原)・二重作の一部(金並)

(2) 現在における消防団の課題について

①消防団員入団・退団

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
実団員	1,369	1,387	1,362	1,338	1,322	1,308	1,288	1,270	1,250	1,223
新入団員	117	103	72	72	105	72	76	72	53	37
退職団員	86	98	93	124	88	96	92	72	66	—

②平日（9:00～17:00）火災出動人員（令和4年度実績）

日付	災害場所	種別	分団数	人数	平均
7月21日(木)	大和田地内	その他	13	89人	6.8人
8月10日(水)	二重作地内	車両	4	22人	5.5人
8月11日(木)	大戸地内	その他	15	138人	9.2人
10月27日(木)	台濁沢地内	建物	16	100人	6.2人
11月7日(月)	梶山地内	建物	17	90人	5.2人
2月3日(金)	徳宿地内	建物	17	145人	8.5人
2月3日(金)	塔ヶ崎地内	その他	17	85人	5.0人
2月10日(金)	飯名地内	建物	23	181人	7.8人
2月24日(金)	鹿田地内	建物	12	108人	9.0人
2月28日(火)	造谷地内	その他	18	153人	8.5人
3月7日(火)	安房地内	その他	15	98人	6.5人
3月8日(水)	梶山地内	建物	5	31人	6.2人
3月9日(木)	阿玉地内	その他	12	50人	4.1人

③要望書

令和2年度に旧徳宿小学校区（9行政区）の区長及び同地区の6個分団の分団長から連名により消防団統合再編等に関わる要望書が提出されました。

※旧徳宿小学校区：9行政区＝6分団

行政区	分団	分団定数	団員/令和4年度
徳宿新田区、駒木根区	徳宿分団	20人	14人
秋山区	秋山分団	15人	8人
南野区、石八戸区、額相区	石八戸分団	17人	16人
徳宿本郷区	徳宿本郷分団	20人	15人
東野区	東野分団	20人	22人
大戸区	大戸分団	20人	16人

※要望書の主な内容

- ・勧誘に行っても入団してくれない
- ・今後将来において、分団の存続が危ぶまれる
- ・消防団に対して家族の同意が得られにくい
- ・平日昼間に出動できる団員が少ない
- ・退団できない、高齢化になる（三役から平団員に戻る）
- ・消防団の訓練について など

●秋山分団（秋山区）

令和4年12月に秋山区及び秋山分団から前回の提出を受けた要望書の内容について、現在における地区と分団の考えについて再確認を行いました。

区長：分団の現状や今後については、班長に諮って、今後区の総会で協議していくか決めたい。

分団：5年度末には2人が退団予定。団員が8人から6人に減少する。
他の地区との統合については、隣接地区を考えている。

※大洋地区：上幡木区の第1分団からも消防団の存続について同様の要望あり

※旧大和田小学校区の分団（紅葉分団、大和田分団、菅野谷分団、大川分団）からも、統合を考えて欲しい旨の意見あり

④基本団員と機能別消防団員の充実した運用

消防団員を確保し、消防団活動の補完・充実を図るため、特定の消防団活動に限定して従事する機能別消防団員制度を本市では令和3年度に導入しました。

㊦団員の種別（銚田市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例）

- ・基本団員 従来の消防団員
- ・機能別団員 特定の任務に限り従事する消防団員

㊧機能別団員の任務等（銚田市機能別消防団員に関する規則）

- ・市内の事業所等に勤務する者が隊を構成することができる。
- ・隊の出動時間を事業所等に勤務時間内限定することで無理なく活動できる。また、平日昼間の消防力を補うことにつなげる。

表. 基本団員と機能別団員の比較

区分	基本団員	機能別団員
任用	市内在住または在勤で志操堅固かつ身体強健な者	事業所等に勤務する者で消防隊を構成する。
階級	団長，副団長，分団長，副分団長，部長，班長，団員	団員
火災等災害出動	24時間365日，出動区域のとおり	出動時間は，事業所の勤務時間内とする。
装備	アポロキャップ，活動服，耐創性手袋，半長靴	基本団員と同様
処遇	市町村消防団員等公務災害補償	基本団員と同様

区分	基本団員	機能別団員
	条例(昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第25号)による	
報酬	有り	基本団員の半額
出動手当	有り	基本団員と同様
退職報奨金	有り	基本団員と同様
表彰	国, 県, 市等へ具申する	国, 県, 市等へ具申しない

※機能別消防団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員です。本市においては、令和3年4月に市役所職員で構成する機能別消防団を発足し、組織強化にあたっております。

地元の消防団を引退した方（消防署等OB）が、その豊富な知識や経験を生かして、消防団の活動に携わることができるような体制づくりを整え、消防団活動を補完する役割を取り入れ、消防団員の手薄な時間帯等にその地域を守っていくことが必要であると考えます。

※機能別消防団員制度

機能別消防団員制度は、より多くの団員の確保を図るとともに、様々な職業上の技術を以って消防団活動に貢献できる職種の新設により、既存の消防団制度をより臨機応変な対応力を付与することを目的として、制定されたものです。

⑤消防施設の老朽化

消防団の機庫は、82箇所（女性分団を除く）で、築31年以上が41棟（全体の50%）、老朽化が懸念されております。

最近では、平成29年度に2箇所、平成30年度に2箇所、令和元年度に2箇所を市の消防施設設置補助金を利用して更新しています。

消防機庫経過年数：令和4年度基準

（単位：棟）

	10年 以下	11～ 20年	21～ 30年	31～ 40年	41～ 50年	51年 以上	合計
旭 支団	3	5	3	7	4	0	22
鉾田支団	8	8	7	7	9	5	44
大洋支団	0	1	6	8	1	0	16
合計	11	14	16	22	14	5	82

5 その他